

稲沢市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
稲沢市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

稲沢市では、平成30年1月に「第6次稲沢市総合計画」を策定し、令和5年2月には第6次稲沢市総合計画の教育に関わる分野を「第2次稲沢市教育大綱」として位置付けた。その中で「学校教育の目指す姿」として、地域と連携した学校づくりを通して、児童生徒が自身の未来を創り出していくための資質・能力の育成を掲げている。こうした児童生徒の資質・能力を育成するためには、学校の教育職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備することが必要不可欠である。

そこで、これまでの教育職員の働き方を見直し、その高い専門性を大いに発揮しながら児童・生徒に対し、よりよい教育を行うことができる環境を整えるために本計画を策定した。

### (2) 本市の現状

○本市では、令和3年10月に所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「稲沢市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.0時間	23.6%	0.4%
中学校	月41.3時間	22.8%	1.9%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校は23.6%、中学校は22.8%と多くなっている。小中学校ともに学年・学級事務や行事の準備、成績処理などの業務の負担感が大きくなっており、また、中学校においては部活動指導も時間外在校等時間が増えている要因となっている。そのため、行事の厳選、校務支援ソフトの活用、部活動の地域展開を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## **2 目標**

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- 1 年間における 1 箇月時間在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- 年間の年次休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【15.1 日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%未満まで減少させる  
【11.2%】
- ストレスチェックにおける健康リスクの値を全国平均(100)以下とする【89】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## **3 計画の期間**

令和 8 年度～令和 11 年度

## **4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### **イ 学校以外が担うべき業務**

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえ、コミュニティースクール（学校運営協議会）や関係機関などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3 分類」②関係）
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 生徒指導連絡会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金については、給食費は既に公会計化されているものの、徴収手続き等が学校業務として残っているため、給食費無償化の状況も考慮しながら、徴収手続き等も含めた完全公会計化に向けて検討していく。

◇保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・首長部局とも連携して直接苦情等に対する相談窓口を設置するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築を検討していく。

**ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校への依頼を減らし、調査内容に応じて事務職員を中心に調査・統計等の回答をすることで事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・パソコンやタブレットPC、ネットワーク設備などのITインフラの保守・管理については、引き続き外部委託等を実施していく。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール・体育館の管理業務については、地域開放時の施設管理やプール清掃などについて、引き続き外部委託等を実施していく。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度までに、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

**ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・採点作業等のうち、補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフが実施する。また、校務支援システムの機能を活用するとともに、自動採点システム等を導入することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・生徒指導関係の校内会議にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも各学期2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、出退勤管理や会議などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検結果（R6年度383.2点）が愛知県平均得点（380.7点）を今後も上回るようにする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 全ての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- 令和8年度中に、学校ごとに定時退校日を月4回以上設定するよう促す。  
また、夏季休業の期間における6日間程度の一斉閉校期間の設定を継続する。

## **5 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材や学校ボランティアの確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、年休の取得状況の調査や本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られたときには、該当学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、該当学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 今後、電話機を更新する際には、録音機能付き電話機への更新を行う。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティスクール（学校運営協議会）における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。